

福井市すみずみ子育てサポート事業
乳児家庭支援実施事業者募集要項

令和4年5月

福井市

募集要項目次

1	募集概要	2
2	参加資格	2
3	委託料	4
4	質問の受付及び回答	4
5	参加申込書等の作成及び提出	5
6	審査方法	6
7	審査基準及び配点	6
8	日程	7
9	失格事項	7
10	契約	7
11	担当部署（提出・問い合わせ先）	8

1 募集概要

(1) 目的

本市では、通院、看護、冠婚葬祭、就職活動、行事参加など社会的にやむを得ない事由により、家庭で一時的に児童を養育できない場合に、きめ細かなサービスを行うことで経済的、精神的な負担を軽減することを目的として、すみずみ子育てサポート事業を実施しています。

生活支援においては、妊婦から1歳までの利用が全体の35.1%（令和3年4～12月の実績）を占めており、ニーズが高いことがわかります。その要因として、産後の女性は家事・育児など身体的・経済的負担に加えて、生活リズムの変動やホルモンバランスの変化、育児不安、育児疲れなど精神的な負担も大きく、特にサポートを必要としているためであると考えられます。

こうしたことから、既存の生活支援とは区別し、**第1子を出産予定の妊婦家庭又は乳児のいる子育て家庭に対する生活支援(以下、「乳児家庭支援」とする。)を実施している事業所を公募により選定することで、子育て支援のさらなる充実を図ります。**

(2) 募集内容

- ・事業所募集数 2事業所以内
- ・業務期間 令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
※良好に業務が遂行されている場合は、次年度以降も単年度ごとの随意契約を行うが、最長で令和9年3月31日までとする。
- ・業務内容 業務仕様書（別紙）のとおり

2 参加資格

以下のいずれにも該当する福井市内に事務所を設置している法人又は個人が参加できます。

- (1) 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含

む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(6) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)

② 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係

③ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

④ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係

(7) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

(8) 福井市に認可外保育施設の届出を行っている、もしくは令和4年9月末までに届出予定であること。

(9) 本市の保育行政を理解し、運営において積極的に協力できること。

3 委託料

公募により選定された場合、市は利用者の延べ利用時間に応じて、福井県の定める基準額を表1のとおり支払います。

表1

利用児童	月35時間以内の利用	月35時間を超えて70時間以内
子だくさんふくいプロジェクト対象※ ¹ 多胎育児サポート事業対象※ ²	事業実施者が定める1時間当たりの利用料の10/10の額 (1時間当たり700円を上限とする)	
妊婦家庭 (生活支援のみ)	事業実施者が定める1時間当たりの利用料の1/2の額 (1時間当たり350円を上限とする)	対象外
生後1か月未満の第1子 (生活支援のみ)	事業実施者が定める1時間当たりの利用料の10/10の額 (1時間当たり700円を上限とする)	事業実施者が定める1時間当たりの利用料の1/2の額 (1時間当たり350円を上限とする)
上記以外	事業実施者が定める1時間当たりの利用料の1/2の額 (1時間当たり350円を上限とする)	

※¹「子だくさんふくいプロジェクト」とは、2人以上子どもを持つ世帯における経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の子どもについて、就学前までの保育などにかかる経費を補助するものです。18歳未満の子どもが2人以上いる世帯の第2子以降就学前までの児童を対象とする場合は、事業実施者が定める1時間当たりの利用料の10/10の額(1時間当たり700円を上限とする)を支払います。

※²「多胎育児サポート事業」とは、身体的・精神的・経済的負担の大きい多胎育児について負担感の軽減を図るため、多胎児に関する子育て支援事業の利用料補助等を行うものです。就学前までの第1子の多胎児を対象とする場合は、事業実施者が定める1時間当たりの利用料の10/10の額(1時間当たり700円を上限とする)を支払います。

4 質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問を次により受付します。

(1) 受付期間

令和4年5月30日(月)～令和4年6月16日(木)

(ただし、土曜日、日曜日を除く。)

(2) 受付方法

質問は、質問書(様式第1号)を、子育て支援課の窓口へ持参するか、FAX又は電

子メールにて子育て支援課あてに提出してください。電話・口頭による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

すべての質問書提出者に対して電子メールにて回答及び市ホームページに掲載します。

5 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

認可外保育施設設置届の提出状況により、各書類について9部（正本1部、副本8部）を提出してください。

認可外保育施設設置届を既に提出している事業所

- ・参加申込書（様式第2号）
- ・設置届出済施設概要届出書（様式第3号-1）
- ・企画提案届出書（様式第4号）

認可外保育施設設置届を提出予定の事業所

- ・参加申込書（様式第2号）
- ・設置届未届施設概要届出書（様式第3号-2）
- ・企画提案届出書（様式第4号）

※認可外保育施設設置届の提出状況に関わらず、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、次の書類についても提出してください。

法人の場合

- ・履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ・直近年度の国税（法人税及び消費税等）及び市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）

個人の場合

- ・身分証明書
- ・直近年度の国税（所得税及び消費税等）及び市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）

(2) 提出書類に関する留意事項

- ・提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、審査前において、誤字の訂正ややむを得ない事情があると市が認めた場合は、変更ができるものとなります。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。
- ・書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とします。
- ・福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響

響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。なお、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載します。

- ・書類提出後に辞退する場合は、令和4年7月22日（金）までに参加辞退届（様式第5号）を提出してください。

(3) 提出書類等の受付期間、提出方法

- ・受付期間

令和4年6月30日（木）～令和4年7月6日（水）17時15分（必着）
（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

- ・提出方法

子育て支援課窓口に持参してください。（提出期限必着）

6 審査方法

審査委員会において審査を行います。

審査は、資格審査（書類審査）、面接審査により実施します。面接審査については、ヒアリング・プレゼンテーションによる審査により行います。

(1) 資格審査（書類審査）

失格事項に当たらないか、子育て支援課が審査します。

(2) 面接審査

提出書類の内容について、提案者がプレゼンテーションを行った後で、審査委員からの質疑に応答する面接を行います。

面接や提出書類を総合的に勘案して、選定基準表により審査・採点します。

①開催日時 令和4年7月28日（木）午後 ※詳細は別途通知します。

②開催場所 福井市役所

③参加人数 1事業所につき2名まで

④実施時間 1事業所につき20分程度

⑤審査順 提出書類の受付順

7 審査基準及び配点

審査基準及び配点については別紙を参照ください。

審査の採点にあたっては、点数により優先順位を決定します。採点による結果が上位1位又は2位までのものを受託候補者、上位2位又は3位のもの次点受託候補者とします。ただし、点数が60点未満（平均点未満）の場合は、候補者として選定しません。

審査結果については、提案者全者に対して令和4年8月上旬に書面にて通知するとともに、市ホームページで公表します。

8 日程

申請	募集要項等の公表	令和4年5月30日(月)
	配布期間	令和4年5月30日(月)～6月16日(木)
	質問の受付期間	令和4年5月30日(月)～6月16日(木)
	質問に対する回答	令和4年6月22日(水)
	書類の受付期間	令和4年6月30日(木)～7月6日(水)
事業者 選定	面接審査	令和4年7月28日(木)
事業者 決定	受託候補者の決定	令和4年8月上旬(仮)
	業務委託開始	令和4年9月1日(木)

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 審査委員に任命された者が役員等の職についている場合
- (6) 福井市議会議員政治倫理条例(平成14年福井市条例第21号)第4条の規定に該当する場合
- (7) 福井市長の政治倫理に関する条例(平成17年福井市条例第21号)第21条及び同施行規則(平成17年福井市規則第83号)第23条の規定に該当する場合
- (8) 福井市非常勤特別職員が役員等に従事している者(ただし、行政嘱託員及び各種審議会等委員は除く。)
- (9) 審査委員に、働きかけなどの行為を行ったことを福井市が確認した場合

10 契約

- (1) 契約の締結に向けて、提案書の範囲内で仕様の軽微な変更等を行う場合があるため、契約書、仕様書等について、別途協議します。受託候補者との間で協議が整わない場合は、次点受託候補者と協議を行います。
- (2) 協議が成立した場合、事業者として本市と契約を締結します。なお、契約は福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていることを確認後に締結するものとします。
- (3) 契約時に認可外保育施設の届出をしていない場合は、仮に記入した認可外保育施設

設置届を提出してください。

11 担当部署(提出・問い合わせ先)

福井市大手3丁目10番1号

福井市福祉部子育て支援課(別館2階)

TEL: 0776(20)5270

FAX: 0776(20)5490

電子メール: kosodate@city.fukui.lg.jp